

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業 者 名	住 所
奥村組土木興業株式会社	大阪府大阪市港区三先1丁目11番18号

2. 指名停止措置期間：

平成30年 9月21日 から 平成30年11月20日 2ヶ月

3. 指名停止措置の範囲：

四国地方整備局管内

4. 事実概要：

本件については、当局が発注した「平成29年度 高知港海岸湾口地区堤防（改良）工事」において、技術提案された内容の一部を適切に履行できていないことが判明したにも関わらず、是正措置を講じなかった上、当局に対して速やかに報告を行わなかった。

また、その事実を隠蔽するため、当局にデータを改ざんした上で、複数回にわたり虚偽の報告を行っており、その行為には悪質性が確認された。

5. 指名停止措置理由：

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第4号の措置要件に該当する。

【指名停止措置要領 別表第1】

措 置 要 件	期 間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、地方整備局発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヶ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33

TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8304)

○ 総務部経理調達課長 中野 靖 久 (内線 6311)

○ 総務部契約管理官 金 本 真 司 (内線 6331)

総務部契約課長 池 本 雄 一 (内線 2511)